

令和5年国東市農業委員会 第9回（9月）総会議事録

1. 開催日 令和5年9月7日（木）午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 11番 松原委員 （13番 徳丸委員は8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第50号 農用地利用集積計画について
 - 議案第51号 農用地利用配分計画について
 - 議案第52号 農地法の規定による非農地証明の交付について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第9回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、11番 松原委員が欠席で、13番 徳丸委員が8月いっぱいまで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>また、本日は1名の推進委員さんにご出席いただいています。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 森委員、10番 藤原委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号41番から43番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
森委員	<p>申請番号42番の受人の方は福岡県の方の様ですが、ここまで来て耕作するのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請番号42番の受人の方は来月10月に申請地に隣接する空き家に移住の予定で、移住後農業を行うとのこと。</p>

議 長	空き家バンクを利用しての移住でしょうか。
事務局	この方は空き家バンクの利用ではありません。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、申請番号 5 番について事務局より説明がありましたが、続いて、伊藤農地利用適正化推進委員から補足等説明をお願いします。
伊藤推進委員	申請地はこれまでも適切に管理されており、特に問題はありません。
議 長	もうブルーベリーは収穫できているのでしょうか。
伊藤推進委員	収穫はできているようですが、まだ木が小さいので本格的な収穫ができるほどではないようです。
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	営農型とのことですが、発電した電気はどうするんですか。

事務局	<p>売電です。営農型なので、下部で耕作しながら売電する計画です。</p>
議長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について申請番号 18 番から 20 番まで事務局より説明がありましたが、続いて、申請番号 19 番について農地利用適正化推進委員の方から補足等説明をお願いします。</p>
伊藤推進委員	<p>事務局から説明のあったとおりです。特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>これは、3,000 m²を超える申請なので県の常設審議委員会にかけなければならないのですが、本当に 4,000 m²を超えるような資材置場が必要なのかの説明が不十分だと思うのですが、どうでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>不動産会社が、資材置場を必要とするのでしょうか。別の業者に貸すのでしょうか。</p>

事務局	申請者に、確認したところ宅地開発をする際に自社の重機を使用しており、その置場と資材置場であるとのことで、実際重機も確認しております。
佐藤委員	申請地と申請地に囲まれた田は耕作者がいると思いますが、農地中間管理機構での契約があるのではないのでしょうか。それは問題ないのでしょうか。
事務局	基盤法（農業経営基盤強化促進法）の利用権の設定はありましたが今回の申請の際に解約済みです。
佐藤委員	（基盤法の）利用権の設定ではなく、農地中間管理機構での契約があるかもしれないのではないのでしょうか。そちらの契約があるか確認しないと許可できないのではないですか。
事務局	農地中間管理機構に確認しましたが契約はないようです。
議 長	耕作者があるということであれば、耕作者にも一言伝えるべきであると思います。また、県の常設審議委員会に出す場合は、第1種農地であれば、本当にこの面積が必要であるかなどを相当論議することになります。今回の申請地は第3種農地でありますので簡単で良いかといえ、そうではなく、もう少しこの面積が必要である根拠が必要であると思います。
佐藤委員	転用の申請後、許可が出たらそのあとはどうしようが申請者の勝手なののでしょうか。
議 長	申請した計画が完了し、完了報告を出せばその後どのように変更しても規制はかけられません。
佐藤委員	申請者が、この場所ではなければならぬ理由づけも必要であると思います。資材置場ではなく宅地であれば許可しても良いかなとは思いますが。
吉本委員	これは、資材置場ではなく宅地といえ、すんなり通るといえることですか。

議 長	宅地であれば、宅地として良いか審議することになります。今回は、資材置場としての申請であるため資材置場がこのように広い面積がいるのかという論議になっています。
上原委員	隣接地に、市が分譲住宅地を造成してかなり評判も良く、完売したと聞いていますので、今回も分譲住宅地であれば委員の皆さんも理解しやすかったと思うのですが、資材置場ということなので多くの疑問点が出されているのだと思います。
議 長	<p>資材置場にこのように広い面積が必要なのかということ。農地中間管理機構との契約が本当はないのか再度調査する必要があるということ。それらから、今回は保留ということでしょうか。</p> <p>また、事務局は申請者に指摘があった事項を整理していただかないと、県の常設審議委員会に持っていけないので、今回は保留となりましたと説明してください。</p> <p>そういうことでどうでしょうか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 18 番と 20 番については承認、19 番については保留ということで承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請番号 18 番と 20 番については承認、19 番については保留ということ全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 50 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 50 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。

	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 50 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 50 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 51 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 51 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 51 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 51 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 52 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 52 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>42 年前に家を建てていて、固定資産税はどうなっていたので</p>

佐藤委員	<p>しょうか。</p> <p>固定資産税は現況課税です。宅地で課税です。</p>
吉本委員	<p>税務課ではわかっていて、農業委員会では把握できていなかったのでしょうか。航空写真などで確認できるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>件数が多すぎて、全てに対応できかねるのが実情です。推進委員さんに毎年農地利用状況調査をしていただいていますので、非農地となっているものや無断転用などを確認していただき報告が上がってきていますので、把握できているものも数多くあります。しかし、年数がかなり経過しており、対応困難なものが多く、解決できていないのが現状です。</p>
議 長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 52 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 52 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に報告事項、農地変更届について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願い</p>

副会長	<p>します。</p> <p>それではこれもちまして、第9回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議.....長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>
-----	--